

6. その他

1) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

下水道事業計画区域外を主とする指定地域において、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する場合に、撤去費用及び設置費用に対し補助金を交付し、公共用水域の水質汚濁を抑制する。

① (対象)居住用住宅(共同住宅及び店舗併用住宅を含む)に設置する5人槽から10人槽までのもので、市の指定地域に設置する高度処理型合併処理浄化槽。

② (補助単価)設置状況に応じて下記限度額の範囲内で補助。

5人槽 474,000円(N10タイプ) 354,000円(N20タイプ)

6~10人槽 570,000円(N10タイプ) 387,000円(N20タイプ)

単独処理浄化槽の撤去費用 180,000円

くみ取り便槽の撤去費用 100,000円

単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換に伴う

宅内配管工事費用 300,000円

2) 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 高度処理型合併処理浄化槽への転換に関する啓発活動(市ホームページへの掲載、環境フェア等のイベントに参加し普及啓発)

② 浄化槽の適正管理に関する啓発活動

- ・保守点検・清掃及び法定検査受検等を促進するため、浄化槽管理者に文書等で周知を図る。

- ・浄化槽にかかる悪臭等の苦情調査を実施し、不適切な管理者に対して改善を指導。